

4 労働組合の資格審査

(1) 資格審査とは

労働組合は労働者が主体となって、労働条件の維持改善をするために自主的に組織・運営されるものですから、労働組合をつくるにあたり、誰かの承認を得る必要や役所に届け出る必要はありません。

ただし、次の場合には、労働組合法で決められた要件を備えた労働組合であるかどうか、労働委員会で審査することになります。

- ア 労働組合が不当労働行為の救済を求めるとする場合
- イ 労働組合が労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- ウ 労働組合が法人登記のために労働委員会の資格証明書の交付を求めようとする場合
- エ 労働組合が職業安定法第45条で決められている無料の労働者供給事業の許可申請を行う場合
- オ 労働組合が労働協約の一定地域の労働者への拡張適用(※)を申し立てる場合

※ 労働協約の一定地域への拡張適用

ある地域で働く同種の労働者の大部分が一つの労働協約の適用を受けるに至ったとき、その労働協約の当事者双方又は一方の申立てに基づき、労働委員会の決議により、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その地

域の同種の労働者と使用者もその労働協約の適用を受ける旨の決定をすることができます。

これは「労働協約の地域的拡張」と呼ばれている制度で、労働組合法第18条に定められています。

(2) 資格審査の基準

労働組合の資格審査は、自主的な労働組合といえるかどうか（労働組合法第2条）と民主的な労働組合に必要な規約を備えているかどうか（労働組合法第5条第2項）の2点について、次の基準に基づいて行われます。

ア 自主的な労働組合といえるかどうか

- (ア) 労働者が主体となって組織していること。
- (イ) 組合の主目的が労働条件の維持改善その他経済的地位の向上にあること。
- (ウ) 使用者の利益を代表する者が参加していないこと。
- (エ) 使用者から労働組合運営のための経費援助を受けていないこと。
- (オ) 共済事業その他福利厚生事業のみを目的にしていないこと。
- (カ) 政治活動又は社会活動を主目的にしていないこと。

イ 民主的な労働組合に必要な規約を備えているかどうか

- (ア) 労働組合の名称
(イ) 主たる事務所の所在地
(ウ) 均等取扱い
- 連合団体でない労働組合の場合には、組合員がその労働組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有すること。
- (エ) 組合員資格
- 何人も、いかなる場合においても人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。
- (オ) 役員の選挙
- 単位労働組合の場合には、役員は組合員の直接無記名投票によって選挙されること。
- 連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合の役員は、組合員の直接無記名投票によるか、あるいは組合員の直接無記名投票によって選挙された代議員の直接無記名投票によって選挙されること。
- (カ) 総会の開催
- 総会は、少なくとも毎年1回開催すること。
- (キ) 会計報告
- すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的な資格がある会計監査人（※）による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表されること。
- ※職業的資格がある会計監査人とは、法令により職業として会計監査を行う資格を認められている者であり、公認会計士（監査法人）がその代表です。
- (ク) 同盟罷業（ストライキ）の開始
- 同盟罷業を行う場合には、組合員又

は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票を行い、その有効投票数の過半数の賛成を得ることが必要であること。

(ケ) 規約の改正

規約を改正するには、単位労働組合の場合には組合員の直接無記名投票を行い、組合員総数の過半数の賛成を得ることが必要であること。連合団体である労働組合又は全国規模をもつ労働組合の場合には、組合員の直接無記名投票によって組合員総数の過半数の賛成を得るか、あるいは組合員の直接無記名投票によって選挙された代議員の直接無記名投票によって代議員総数の過半数の賛成を得ることが必要であること。

(3) 資格審査の手続き

ア 申請

労働組合の資格審査は、労働組合からの申請書と証拠となる資料の提出によって開始されます。

提出する証拠としては、次のようなもののがあげられます。

(ア) 労働協約

組合専従者の取扱、組合活動、経費援助などに関する協定や覚書

労働協約がない場合、労働協約があっても労働協約中に非組合員の範囲、経費援助に関する取扱いが不明確な場合は、これらについての取扱いの実情を明らかにした書類

(イ) 組合規約及びその付属規程類

(ウ) 役員名簿

(エ) 組合組織一覧表

支部名、分会名、それぞれの人数・

所在地を記した組織図

連合団体については、構成する組合について同様のもの

- (オ) 組合の会計書類
- (カ) 会社の職制表及び非組合員の範囲
一覧表

イ 資料の審査

労働組合から申請書と証拠資料が提出されると、その資料をもとに前記の「資格審査の基準」に基づいて、適合しているかどうかを労働委員会の公益委員会議で審査します。必要があるときは、事実の調査や必要な証拠調べを行うこともあります。

ウ 指正勧告

審査の結果、適合しないと判断される事項がある場合は、労働委員会は一定の期間を定めて適合しない点を指正するよう勧告することができます。その期間内に労働組合が指正すれば、法に適合するものとされます。

エ 資格の決定

審査が終わると、公益委員会議を開いて労働組合法の規定に適合するかどうかを決定します。労働組合の資格が決定されると、資格審査決定書が作成され、その写しが労働組合に交付されます。この場合、決定書の写しにかえて資格証明書を交付することもあります。

オ 決定に不服のある場合

労働委員会の資格決定に対して不服がある労働組合は、中央労働委員会に再審査を申し立てることができます。

※ 詳しくは、愛知県労働委員会にお尋ねください。（107ページ参照）